

衣浦港3号地廃棄物最終処分場判定基準（その2）

項目	建設発生土（土壤環境基準に適合するもの）の基準	
	土壤溶出量基準(mg/L)	土壤含有量基準(mg/kg)
クロロエチレン	0.002	-
四塩化炭素	0.002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.02	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
テトラクロロエチレン	0.01	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.03	-
ベンゼン	0.01	-
カドミウム及びその化合物	0.01	150
六価クロム化合物	0.05	250
シアン化合物	検出されないこと	50（遊離シアン）
水銀及びその化合物	0.0005 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15
セレン及びその化合物	0.01	150
鉛及びその化合物	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1	4,000
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.02	-
チウラム	0.006	-
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-
有機りん化合物	検出されないこと	-
銅又はその化合物	3	-
亜鉛又はその化合物	2	-
ベリリウム又はその化合物	2.5	-
クロム又はその化合物	2	-
ニッケル又はその化合物	1.2	-
バナジウム又はその化合物	1.5	-
有機塩素化合物	-	40
1,4-ジオキサン	0.5	-
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	-

注1 「クロロエチレン」から「有機りん化合物」までの項目に係る溶出試験の検定方法は、「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」によること。

2 「カドミウム及びその化合物」から「ほう素及びその化合物」までの項目に係る含有試験の検定方法は、「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)」によること。

3 「銅又はその化合物」から「ダイオキシン類」までの項目に係る溶出試験等の検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)」によること。